

川口市監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年 1月 6日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

福祉部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成30年1月4日～平成30年1月25日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか

	ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

5 監査の実施期間

令和元年 11 月 1 日～令和元年 11 月 27 日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

[福祉総務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 第二庁舎使用料
- (イ) 福祉資金等の貸付金回収金
- (ウ) 公衆電話等雑入

イ 支出事務

- (ア) 社会福祉審議会委員報酬
- (イ) 出演者等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 庁舎内照明器具交換改善施工等の修繕料
- (カ) 福祉の日推進委員会補助金等

(キ) 福祉資金貸付金

ウ 契約事務

(ア) 第二庁舎警備業務等の委託契約

(イ) 自動車借上等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[福祉監査課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 打合せ室修繕料

イ 契約事務

(ア) 社会福祉法人指導監査等相談業務等の委託契約

(イ) 軽自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

[生活福祉1課・2課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 生活資金等の貸付金回収金

(イ) 生活保護費雑入

イ 支出事務

(ア) ホームレス巡回相談員報酬

(イ) 生活保護嘱託医師報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 生活保護扶助費

(カ) 生活資金等の貸付金

ウ 契約事務

(ア) 生活困窮者自立相談支援事業業務等の委託契約

(イ) 公用自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[長寿支援課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 老人ホーム入所者負担金

(イ) 老人デイサービスセンター等の使用料

(ウ) ホームヘルプサービス利用等の雑入

イ 支出事務

(ア) 生きがづくりアドバイザー報酬

(イ) 老人大学講師等の報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 老人福祉センター事業補助金等

(カ) 敬老祝金等の扶助費

ウ 契約事務

(ア) 生き生きデイサービス事業業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[介護保険課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 介護保険料

(イ) 返納金等の雑入

イ 支出事務

(ア) 介護保険運営協議会委員等の報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 福祉部分室入口ドア修繕料

(オ) 介護保険居宅サービス等利用者負担額等の補助金

ウ 契約事務

(ア) 要介護認定調査業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[障害福祉課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 過年度障害者等医療費等の雑入

イ 支出事務

(ア) 障害支援区分認定審査会委員等の報酬

(イ) 登録手話通訳者選考審査員等の報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 地域活動支援センター事業補助金等

ウ 契約事務

(ア) 障害者相談支援事業等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[わかゆり学園]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 生活介護事業所等の使用料
- (イ) 職員賄材料費等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 講師等の報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 2階ベランダ等の修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 運行業務等の委託契約
- (イ) 就労棟等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 貸付金元利収入について

福祉総務課の福祉資金貸付金回収金及び緊急生活支援特別資金貸付金回収金の調定において、収入未済額の繰り越しが川口市会計事務規則どおりに行われていないので、適正に執行されたい。

2 修繕料について

わかゆり学園の修繕料において、一括して発注可能な契約を分割して発注し、川口市契約に関する規則どおりに行われていないものが見受けられたので、適正に執

行されたい。

第3 意見

1 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。

2 委託契約について

障害福祉課の委託事業において、随意契約ガイドラインに基づく契約が徹底されるように取り組まれない。